

備考 各面共通関係(1/2ページ)

- (1) 申請者は※印の欄には記入しないこと。
- (2) 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入するとともに、免許権者が北海道知事である場合には、51から64のうち該当するコードを記入すること。

00	大臣	10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県	※ 北海道
01	北海道※	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県	51 石狩
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県	52 渡島
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県	53 檜山
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県	54 後志
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県	55 空知
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県	56 上川
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県	57 留萌
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県			58 宗谷
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県	99	大臣届出	59 網走
										60 胆振
										61 日高
										62 十勝
										63 釧路
										64 根室

- (3) 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。

01	代表取締役(株式会社, 有限会社)	04	代表社員(合名会社)	07	理事	10	共同代表者
02	取締役(株式会社, 有限会社)	05	社員(合名会社)	08	監事	11	相談役
03	監査役(株式会社, 有限会社)	06	無限責任社員(合資会社)	09	その他	12	顧問

- イ 個人の場合には記入しないこと。
- ロ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
- ハ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。代表理事が複数名の場合は宅建業の代表のみ「01」、その他は「07」を記入すること。
- ニ 商法第188条第2項第9号の規定に基づき登記された共同代表については、「10」を記入すること。

- (4) 「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコードを記入すること。
なお、宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には「50」兼業なし」と記入すること。

50	兼業無の場合	04	鉱業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業
01	農業	05	建設業	09	卸売・小売業, 飲食店	13	サービス業
02	林業	06	製造業	10	金融・保険業	14	その他
03	漁業	07	電気・ガス・熱供給・水道業	11	不動産賃貸業		

- (5) 「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体のコードを記入すること。
なお、所属している不動産業関係業界団体がない場合には「50」「所属なし」と記入すること。

01	(一社)マンション管理業協会	10	(一社)不動産協会
04	(公社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	11	(一社)不動産流通経営協会
05	(公社)全日本不動産協会	12	その他
09	(一社)日本ビルディング協会連合会の会員である各協会	13	(一社)全国住宅産業協会又はその会員である各協会
50	所属団体なし		

備考各面共通関係(2/2ページ)

○宮城県内市区町村コード

仙台市		市部		刈田郡		亶理郡		加美郡	
04101	青葉区	04207	名取市	04301	蔵王町	04361	亶理町	04444	色麻町
04102	宮城野区	04208	角田市	04302	七ヶ宿町	04362	山元町	04445	加美町
04103	若林区	04209	多賀城市	柴田郡		宮城郡		遠田郡	
04104	太白区	04211	岩沼市	04321	大河原町	04401	松島町	04501	涌谷町
04105	泉区	04212	登米市	04322	村田町	04404	七ヶ浜町	04505	美里町
市部		04213	栗原市	04323	柴田町	04406	利府町	牡鹿郡	
04202	石巻市	04214	東松島市	04324	川崎町	黒川郡		04581	女川町
04203	塩竈市	04215	大崎市	伊具郡		04421	大和町	本吉郡	
04205	気仙沼市	04216	富谷市	04341	丸森町	04422	大郷町	04606	南三陸町
04206	白石市					04424	大衡村		

※ 県外の市区町村コードは、総務省のホームページで確認して下さい。(上5ケタを申請書へ記入します。)
<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

- 個人での申請の場合、第二面は提出不要。
- 役員を第二面に記載しきれない場合は、同じ様式を追加して記載し、第二面の次に添付すること。

(第二面)

1 2 0

受付番号 申請時の免許証番号

※ 0 4 (1) 0 9 9 9 9 9

項番 ◎ 役員に関する事項 (法人の場合)

↓ 宅地建物取引士資格所持者は記入

21	役名コード	0 1	登録番号	0 4	—	0 8 8 8 8 8	—	
	フリガナ	ミヤギ	タロウ					
	氏名	宮城	太郎					
	生年月日	S	—	6 0	年	0 4	月	2 6 日

確認欄

※

※ 第一面に記入した代表者を、第二面にも記入する。

21	役名コード	0 2	登録番号		—		—	
	フリガナ	ミヤギ	シロウ					
	氏名	宮城	次郎					
	生年月日	S	—	6 1	年	0 4	月	0 1 日

確認欄

※

21	役名コード	0 3	登録番号		—		—	
	フリガナ	ミヤギ	ハナコ					
	氏名	宮城	花子					
	生年月日	S	—	3 0	年	0 2	月	0 1 日

確認欄

※

21	役名コード		登録番号		—		—	
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日		—		年		月	

確認欄

※

(第三面)

宅地建物取引業を営む事務所が複数ある場合、申請書第三面、同第四面及び添付書類第(8)「宅地建物取引業に従事する者の名簿」は、事務所ごとに作成すること。

また、「事務所付近の地図」及び「事務所の写真」についても、事務所ごとに作成すること。

1 3 0

受付番号

申請時の免許証番号

※

0 4 (1) 0 9 9 9 9

項番

30	事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※ 事務所コード			
	事務所の名称	建 宅 不 動 産 株 式 会 社					

※ 従たる事務所があり、第三面を複数作成する場合、主たる事務所は名称欄に「本店」等と記入する（本店で商号とは別の店舗名を使用している場合は、その店舗名を記入する）。従たる事務所は、名称欄に事務所名を記入する。

◎ 事務所に関する事項

31	郵便番号	9 8 0	—	8 5 7 0	
	所在地市区町村コード	0 4 1 0 1		宮城 都道府県 仙台 市郡区 青葉 区町村	
	所在地	本 町 3	-	X - X	※「丁目」、「番」及び「号」は、「-」（ハイフン）で省略し、上段から左詰で記入して下さい。
	電話番号	0 2 2	-	2 1 1 - 3 2 4 2	
	従事する者の数			5	→右詰めで記入。「従事する者」に含める者の判断基準は下表のとおり。

【表】宅建業に従事する者の判断基準

	代 表 者	役 員					従 事 者					
		専 業		兼 業			営 業 従 事 者	一 時 的 な 営 業 の 補 助 者	一 般 管 理 部 門 の み の 従 事 者			兼 業 部 門 の み の 従 事 者
		常 勤	非 常 勤	常 勤		非 常 勤			専 業	兼 業		
				宅 建 業 が 主	兼 業 が 主					宅 建 業 が 主	兼 業 が 主	
宅建業に従事する者	○	○	×	○	×	×	○	×	○	○	×	×

※ ○は該当者、×は非該当者である。また、「専業」は宅建業のみを営業していることをいい、「兼業」は宅建業以外の業を併せて営業していることをいう。

なお、宅建業開業後に「従業者証明書」の携帯義務がある者(事務所に備え付ける「従業者名簿」に記載する者)については、ホームページ「宅地建物取引業免許申請手続きの手引き」に掲載している基準表を参照すること。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/takkenmenkyo-index.html>)

◎ 政令第2条の2で定める使用人に関する事項 ※支店がある場合及び代表者が非常勤の場合は設置

32	登録番号		—		—				
	フリガナ								
	氏 名								
	生年月日		—		年		月		日

確認欄

※

◎ 専任の宅地建物取引士に関する事項

41	登録番号	0 4	—	0 8 8 8 8 8	—				
	フリガナ	ミヤギ タロウ							
	氏 名	宮城 太郎							
	生年月日	S	—	60	年	04	月	26	日

確認欄

※

(第四面)

- 第四面は、専任の宅地建物取引士が4名以上いて、第三面に書ききれない場合に使用する。
(3名以下の場合は提出不要)
- 第四面は事務所ごとに作成すること。
- 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載し、当該面の次に添付すること。

1 4 0

受付番号	申請時の免許証番号
* <input type="text"/>	<input type="text"/> () <input type="text"/>

項番

30	事務所の名称	※ 事務所コード	<input type="text"/>
----	--------	----------	----------------------

◎ 専任の宅地建物取引士に関する事項 (続き)

41	登録番号	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	確認欄 ※	
	フリガナ	<input type="text"/>						
	氏名	<input type="text"/>						
	生年月日	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>		月

41	登録番号	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	確認欄 ※	
	フリガナ	<input type="text"/>						
	氏名	<input type="text"/>						
	生年月日	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>		月

41	登録番号	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	確認欄 ※	
	フリガナ	<input type="text"/>						
	氏名	<input type="text"/>						
	生年月日	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>		月

41	登録番号	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	確認欄 ※	
	フリガナ	<input type="text"/>						
	氏名	<input type="text"/>						
	生年月日	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>		月

※専任の宅地建物取引士が4名以上いて、第三面に書ききれない場合に記入してください。

(第五面)

収入証紙は、宮城県庁1階売店等で購入できます。その他の販売店や、郵送による購入については、出納局会計課のホームページを参照してください。

● 収入証紙のご案内

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/syousitop.html>

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄

(消印してはならない。)

○宮城県知事免許（新規・更新）

宮城県の収入証紙33,000円分を貼付
宮城県庁2階共済事業部等で買えます。

○国土交通大臣免許（新規・免許換）

登録免許税を納付した領収書原本を貼付
免許を受けようとする地方整備局が東北地方
整備局の場合 → 仙台国税局仙台北税務署に納付

○国土交通大臣免許（更新）

様式第二号 (第一条の二関係)

(A4)

添付書類 (1)

(第一面)

代理又は媒介の取引実績が全
くない場合は、表全体に斜線を
引くか、余白に「該当なし」と
記載すること。

宅地建物取引業経歴書

1. 事業の沿革

最初の免許	組 織 変 更					
	19年 3月 1日	25年 3月 1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
県知事免許	宅建(株)から 商号変更	<ul style="list-style-type: none"> 新規免許申請の場合、「最初の免許」欄に「新規」と記入。 「組織変更」欄は、合併、商号又は名称の変更があった場合に記入。 				

最新の事業年度(添付する決算書・納税証
明書と同じ年度)を記入すること。
なお、法人は決算期、個人は暦年(1/1
~12/31)に合わせて記入すること。

2. 事業の実績

イ. 代理又は媒介の実績

(「売買・交換」の欄の上段には売買の実績を、下段には交換の実績を記入してください。)

期 間	H23年 4月 1日から H24年 3月 31日までの1年間		H24年 4月 1日から H25年 3月 31日までの1年間		H25年 4月 1日から H26年 3月 31日までの1年間		H26年 4月 1日から H27年 3月 31日までの1年間		H27年 4月 1日から H28年 3月 31日までの1年間		
	種類	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借
宅 地	件 数				2						
	価 額 (千円)										
	手数料 (千円)				500						
建 物	件 数	1			10						
	価 額 (千円)	20,000									
	手数料 (千円)	710			500						
宅 地 及 び 建 物	件 数	2									
	価 額 (千円)	80,000									
	手数料 (千円)	2,720									
合 計	件 数	3	0	0	12	0	0	0	0	0	0
	価 額 (千円)	100,000		0		0		0		0	
	手数料 (千円)	3,430	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0

※最新の年度は添付する決算書・納税証明書の年度に合わせてください。

(第二面)

該当なし

ロ. 売買・交換の実績

種 類		期 間	H23年4月1日	H24年4月1日	H25年4月1日	H26年4月1日	H27年4月1日
			から H24年3月31日 までの1年間	から H25年3月31日 までの1年間	から H26年3月31日 までの1年間	から H27年3月31日 までの1年間	から H28年3月31日 までの1年間
売 却	宅 地	件 数					
		価額(千円)					
	建 物	件 数					
		価額(千円)					
	宅地及 び建物	件 数					
		価額(千円)					
合 計	件 数						
	価額(千円)						
購 入	宅 地	件 数					
		価額(千円)					
	建 物	件 数					
		価額(千円)					
	宅地及 び建物	件 数					
		価額(千円)					
合 計	件 数						
	価額(千円)						
交 換	宅 地	件 数					
		価額(千円)					
	建 物	件 数					
		価額(千円)					
	宅地及 び建物	件 数					
		価額(千円)					
合 計	件 数						
	価額(千円)						

売買・交換の取引実績が全くない場合は、
表全体に斜線を引くか、余白に「該当なし」と記載すること。

備 考

- 1 新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更等について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
- 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。

添付書類 (2)

誓約書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、
法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

平成29年 1月 4日

商号又は名称 建宅不動産株式会社
氏 名 宮城 太郎
(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
商号又は名称
氏 名)

~~東北地方整備局長~~

殿

宮城県知事

添付書類(3)

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

平成29年 1月 4日

~~東北地方整備局長~~

殿

宮城県知事

商号又は名称 **建宅不動産株式会社**

氏 名 **宮城 太郎**

(法人にあつては、代表者の氏名)

記

事務所の名称	所在地	専任の宅地建物取引士の数	宅地建物取引業に従事する者の数
建宅不動産株式会社	仙台市青葉区本町3-X-X	1名	5名
<p>従たる事務所がある場合、主たる事務所は名称欄に「本店」と記入し、従たる事務所は事務所名を記入する。</p>		名	<p>免許申請書第三面の 31 「従事する者の数」に記載した人数</p>
		名	名
		名	名

添付書類(4)

- 添付書類(4)は、法人のみ作成する。(個人は添付不要)
- 相談役・顧問のいずれもない場合は右上の余白に「該当無し」と記載する。

(A4)

1 5 0

(第一面)

相談役及び顧問(法人の場合)

受付番号

*

申請時の免許証番号

0 4 (1) 0 9 9 9 9 9

項番

51	役名コード	1 1 ←相談役	就任年月日	H	—	2 0	年	0 4	月	0 1	日
	フリガナ	センダイ	イチロウ								
	氏名	仙台	一郎								
	生年月日	S	—	1 2	年	1 2	月	1 2	日		
	住所市区町村コード	0 4 1 0 2	宮城	都道府県	仙台	市	宮城野	区	町村		
	住所	五輪	2 - X - Δ								

確認欄

※

51	役名コード	1 2 ←顧問	就任年月日	H	—	2 0	年	0 4	月	0 1	日
	フリガナ	センダイ	ハルコ								
	氏名	仙台	春子								
	生年月日	S	—	1 1	年	1 1	月	1 1	日		
	住所市区町村コード	0 4 1 0 3	宮城	都道府県	登米	市		区	町村		
	住所	迫町	1 - X - Δ								

確認欄

※

51	役名コード		就任年月日		—		年		月		日
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日		—		年		月		日		
	住所市区町村コード			都道府県		市		区	町村		
	住所										

確認欄

※

- 法人は、役員(監査役を含み、常勤・非常勤を問わず全員)、顧問、相談役、政令で定める使用人、専任の宅地建物取引士、大株主(役員以外で発行済株式の50%以上を所有する者)について記入する。
- 個人は、申請者、政令で定める使用人、専任の宅地建物取引士について記入する。
- 兼務(役員が専任の宅地建物取引士を兼務、政令で定める使用人が専任の宅地建物取引士を兼務、等)がある場合、役職名の欄は「代表取締役(兼)専任取引士」等と記入する。

添付書類

本籍は、添付する「身元(分)証明書」に記載されているとおりに記入する

免許申請者等に関する調書

役職名	氏名及び生年月日		本籍及び戸籍筆頭者	
代表取締役 (兼) 専任取引士	(ふりがな) 氏名	みやぎ たろう 宮城 太郎	本籍	宮城県仙台市青葉区本町一丁目×番地△
	生年月日	昭和60年4月26日	戸籍筆頭者氏名	宮城 花子
取締役	(ふりがな) 氏名	みやぎ じろう 宮城 次郎	本籍	宮城県仙台市青葉区本町一丁目×番地△
	生年月日	昭和61年4月1日	戸籍筆頭者氏名	宮城 花子
監査役	(ふりがな) 氏名	みやぎ はなこ 宮城 花子	本籍	宮城県仙台市青葉区本町一丁目×番地△
	生年月日	昭和30年2月1日	戸籍筆頭者氏名	宮城 花子
顧問	(ふりがな) 氏名	せんだい いちろう 仙台 一郎	本籍	宮城県仙台市宮城野区五輪二丁目×
	生年月日	昭和12年12月12日	戸籍筆頭者氏名	仙台 一郎
相談役	(ふりがな) 氏名	せんだい はるこ 仙台 春子	本籍	岩手県盛岡市青山一丁目×
	生年月日	昭和11年11月11日	戸籍筆頭者氏名	仙台 春子
	(ふりがな) 氏名		本籍	
	生年月日		戸籍筆頭者氏名	
	(ふりがな) 氏名		本籍	
	生年月日		戸籍筆頭者氏名	
	(ふりがな) 氏名		本籍	
	生年月日		戸籍筆頭者氏名	

添付書類(5)

事務所を使用する権原に関する書面

事項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所名) 建宅不動産株式会社 (所在地) 仙台市青葉区本町3-×-×	宮城太郎	宮城太郎	H19.2.1	H19.2.1 ～ H21.1.31 (自動更新)	使用貸借	事務所
<p>従たる事務所がある場合、主たる事務所は事務所名に「本店」と記入し、従たる事務所は事務所名を記入する。</p>		<p>「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、法人については、自社所有の建物で営業している場合は記入不要。個人については、代表者が建物の所有者となっている場合は記入不要。ただし、法人について、代表者個人が所有する建物で営業している等、法人所有の建物でない場合は記入すること。</p>				
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
<p>上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>平成29年 1 月 4 日</p> <p>商号又は名称 建宅不動産株式会社</p> <p>氏 名 宮城 太郎 (法人にあっては、代表者の氏名)</p>						

備考

- 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。
- 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - 「用途」の欄は、土地建物登記簿謄本、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（住居、事務所等）について記入すること。

- ・法人は、役員、顧問、相談役、政令で定める使用人、専任の宅地建物取引士、大株主(役員以外で発行済株式の50%以上を所有する者)について作成する。
- ・個人は、申請者、政令で定める使用人、専任の宅地建物取引士について作成する。
- ※ 身分(元)証明書及び登記されていないことの証明書を添付すること。
- ※ 職歴を1枚に記入しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載し、添付すること。

添付書類(6)

住民票上の住所と実際の居所が異なる場合は、併記すること。 略歴書

住所	仙台区青葉区本町1-X-△ ケンタクハイツ1号室 電話番号(090)XXXX-☆☆☆☆		
(フリガナ)氏名	ミヤギ タロウ 宮城 太郎	生年月日	S60年4月26日
職名	代表取締役(兼)専任取引士 (常勤)	登録番号	宮城県 第088888号 (宅地建物取引士である者は記入する。)
職歴	期間	従事した職務の内容	
	自H18年4月1日 至H20年3月31日	〇〇センター株式会社 営業ほか	
	自H20年4月1日 至H21年4月30日	求職中	
	自H21年5月1日 至H22年4月30日	株式会社△△建設 取締役	
	自H21年5月1日 至 年 月 日	株式会社××サービス 取締役(非常勤) 現在に至る	
	自H23年4月1日 至 年 月 日	宅建株式会社 (現: 建宅不動産株式会社) 代表取締役に就任 現在に至る	
	【「職名」欄について】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人にあっては、登記簿上の役員名を記入するとともに、常勤、非常勤の別を()書きで併記すること。 ・ 個人にあっては、「代表」等と記入すること。 ・ (法人・個人共通) 政令使用人又は専任取引士である者は併記すること。 			
【「職歴」欄について】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校卒業後の職歴として勤務先を記入すること。また、現在他社の役員である場合は、登記簿上の役員名を記入するとともに、常勤、非常勤の別を()書きで併記すること。 ※ 宅建業以外の職歴についても、詳細に記入すること。 ・ 1年以上の中断期間がある場合、その期間についても記入すること。(家事従事、アルバイト等) 			

上記のとおり相違ありません。

H29年 1月 4日

氏名 宮城 太郎

(A4)

個人の業者のみ提出

添付書類(7)

資産に関する調書

年 月 日現在

資 産	価 格 (円)	摘 要
資 産		
現金預金		
有価証券		
未収入金		
土 地		
建 物		
備 品		
権 利		
その 他		
計		
負 債		
借入金		
未払金		
預り金		
前受金		
その 他		
計		

土地又は建物の価格は、固定資産税評価額や「価格査定マニュアル」に基づいて算定した価格等を参考に記入すること。

備 考

- 1 この調書は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

宅地建物取引業を営む事務所が複数ある場合、地図及び写真は事務所ごとに作成すること。

事務所付近の地図



(記入上の注意)

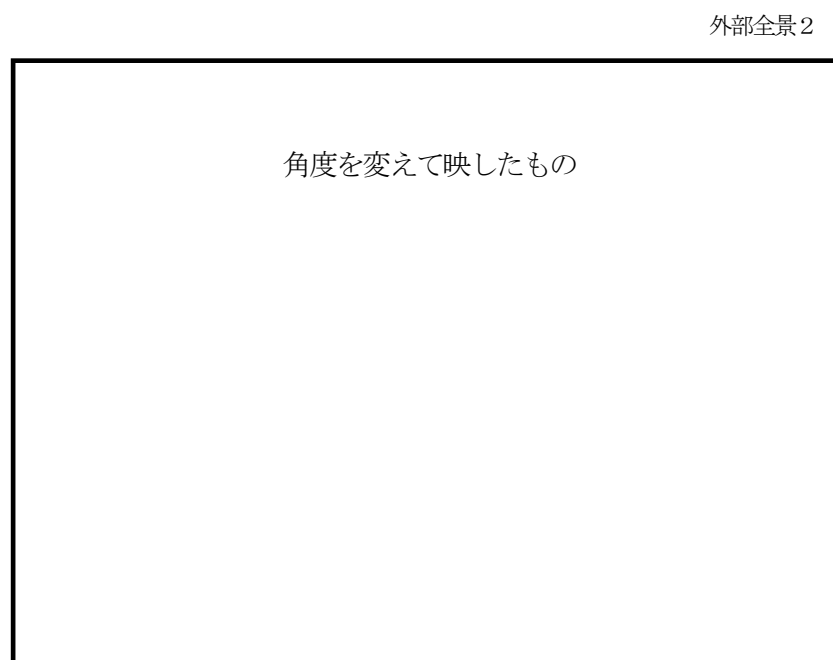
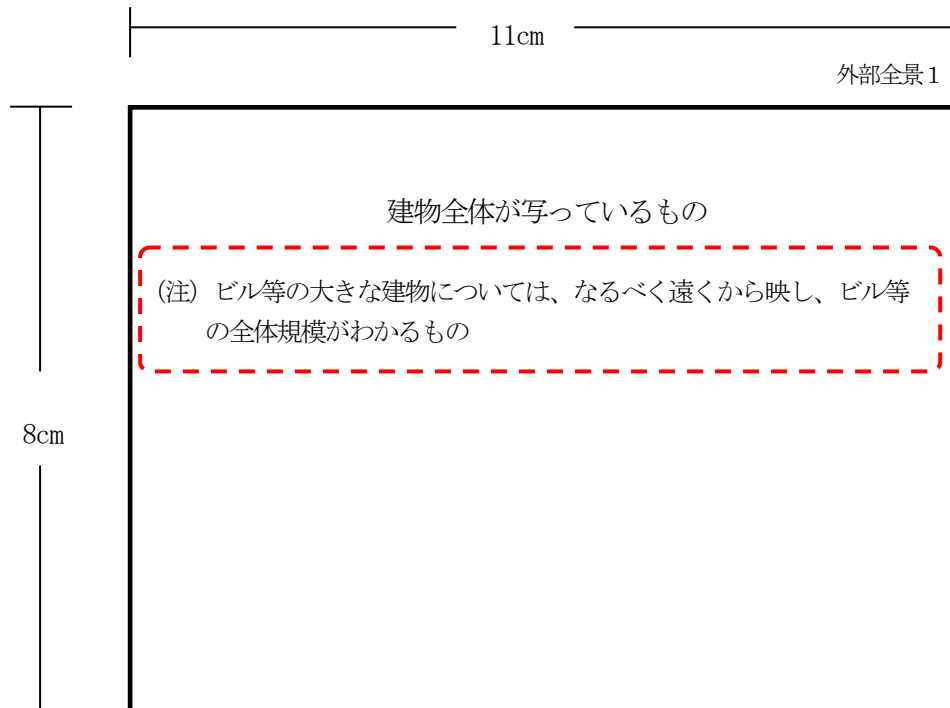
事務所付近の地図は、事務所の所在地を明記し、最寄りの交通機関・公共・公益施設等の位置を明示した概略図で、土地不案内の者でも事務所に着けるように作成すること。

備考 事務所の要件

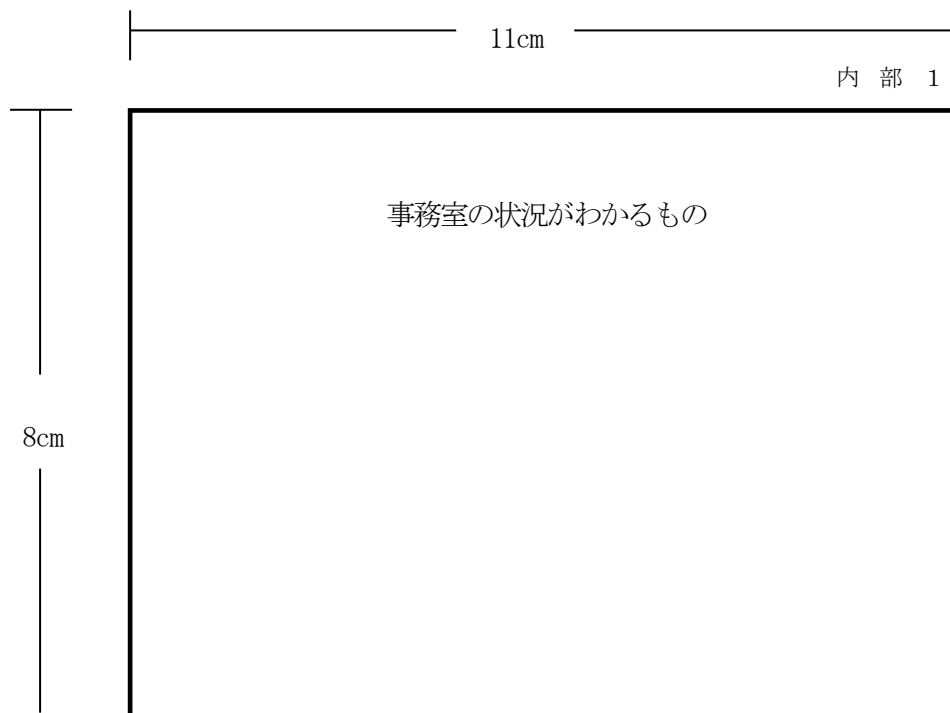
- 1 独立した事務所であること。
- 2 建物の同一階を複数の法人又は個人が使用する場合には、出入り口が別にあり、他の法人又は個人が使用する部分を通行することなく、事務所に到達できること。
他の法人又は個人の使用部分との間に壁がない場合は、高さ180cm以上のパーテーション等固定の間仕切りがあり、相互に独立していること。
- 3 事務所として、居住用の建物を使用する場合は、以下の要件により認める場合がある。
 - (1) 自宅として使用している、一般の戸建て住宅の一部を事務所とする場合
 - イ 住宅の出入り口(玄関)以外に、事務所へ直接入れる専用の出入り口がある。
 - ロ 事務所専用の出入り口がない場合、住宅の出入り口(玄関)から事務所まで、居住用の部屋、台所等を通らずに到達できること。また、事務所を通行することなく、居住用の部分に到達できること。
 - ハ ほかの部屋と壁で間仕切りされている。
 - ニ 当該部屋の内部が事務所としての形態を整えており、事務所だけに使用している。
 - (2) 居住用のマンションを、事務所としてのみ使用する場合
 - イ 事務所としてのみ使用し、居住している者がいない。
 - ロ 内部が事務所としての形態を整えている。
 - ハ マンションの管理規約、使用規則等で、事務所として使用することを禁じていない。
 - (3) 居住用のマンションで、事務所と住居を兼ねる場合
 - イ 当該部屋の内部が事務所としての形態を整えており、事務所だけに使用している。
 - ロ ほかの部屋と壁で間仕切りされている。
 - ハ マンションの管理規約、使用規則等で、事務所として使用することを禁じていない。
 - ニ 事務所部分と居住部分が明白に区別されている。
 - ホ 居住用の部屋、台所等を通行することなく、事務所に到達できること。また、事務所を通行することなく、居住用の部分に到達できること。

※ 上記2及び3(1), (3)に該当する場合は、「間取り図」を添付すること。

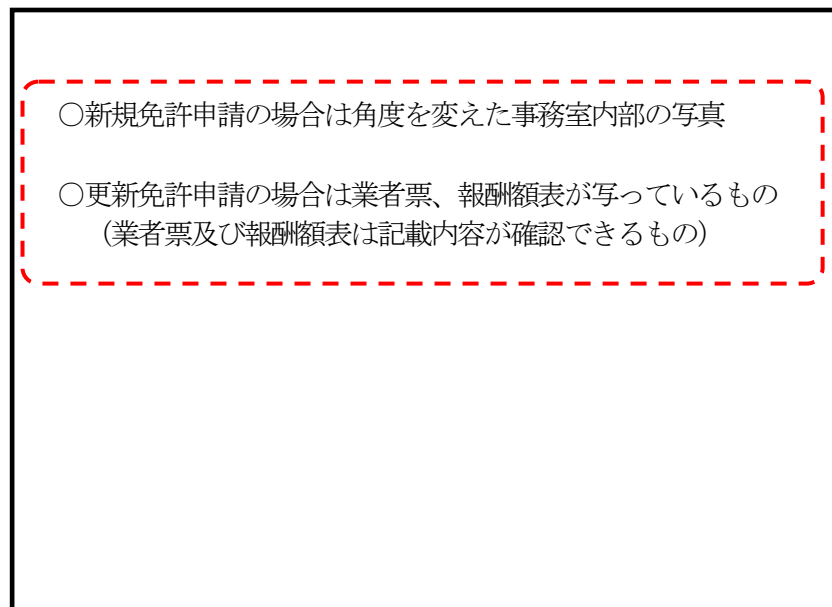
事務所の写真



事務所の写真

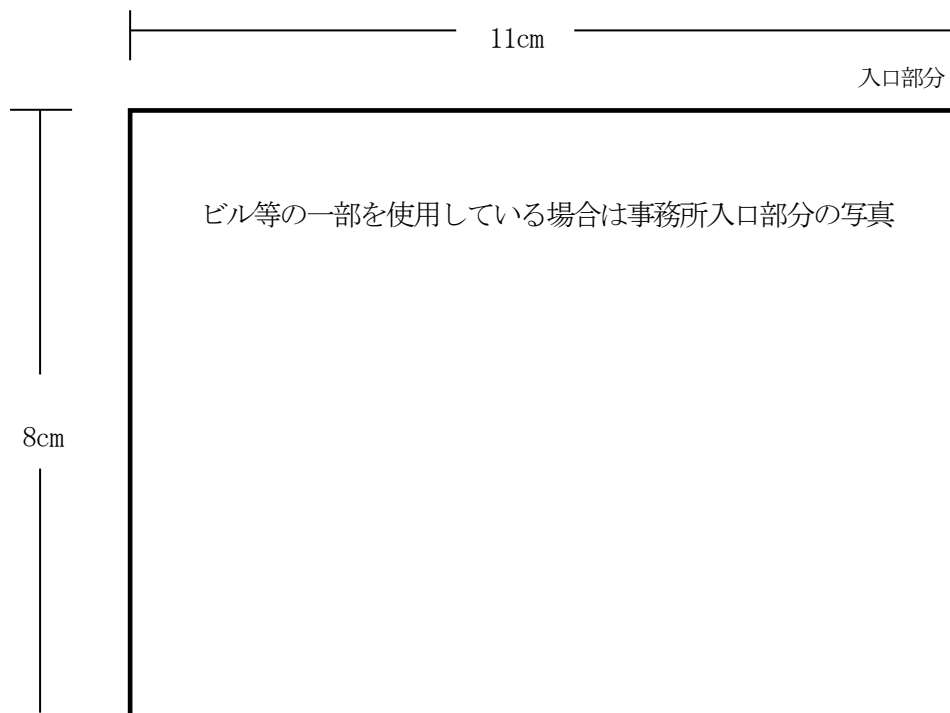


内部 2

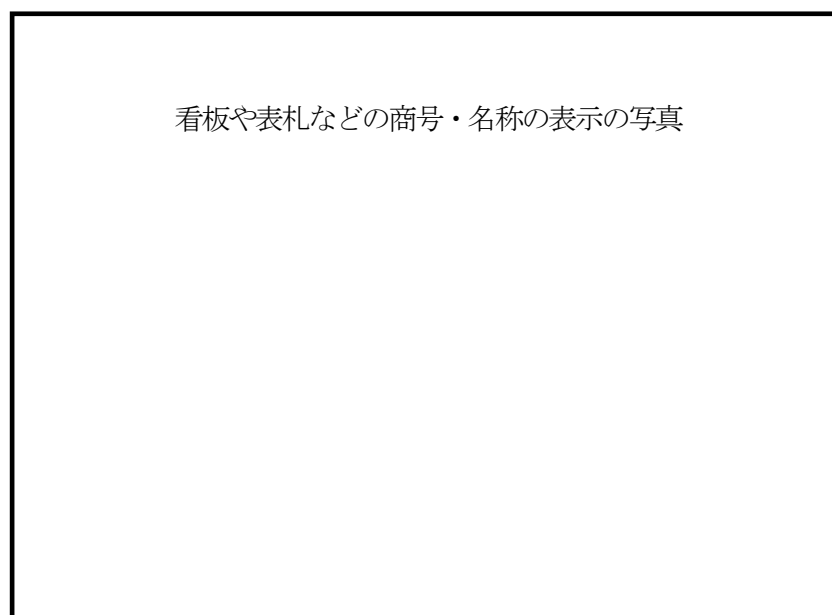


- 新規、更新とも、事務所内部は電話、FAX、プリンター、パソコン等の設置状況が分かるように撮影すること。
(業務を行うための機能を備えていることを確認できるもの)
- 業者票、報酬額表は、掲載場所、記載事項が判読できるように撮影すること。
- 必要なものが1枚に写りきらないときは、写真及び台紙を追加し、提出すること。

事務所の写真



その他



- ・「看板や表札などの商号・名称の表示の写真」は、文字が読み取れるように撮影すること。
- ・新規免許申請で、看板や表札が未整備の場合は、暫定的に張り紙等で商号を表示すること。